

「都道府県構想策定マニュアル検討委員会」 設立趣旨

我が国の汚水処理施設整備は、市町村等が、下水道、農業集落排水、合併浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定した上で、都道府県が市町村と連携して作成している都道府県構想に基づき、適切に事業を実施している。

また、汚水処理に関連する国土交通省、農林水産省、環境省も相互に連携しながら、効率的な汚水処理施設の整備に対して、地方公共団体に支援を行っているところである。

しかしながら、平成23年度末の汚水処理人口普及率は87.6%であり、未だ約1,500万人が汚水処理施設を利用できない状況にあるなかで、変化していく社会情勢や地方財政の厳しい状況等を勘案し、それぞれの汚水処理施設の役割分担を踏まえた上で、汚水処理施設の一層の効率的な早期整備が求められている。

一方、汚水処理施設が整備されている区域においても、増大する汚水処理施設ストックについて、老朽施設の改築に併せた施設の統合、複数処理場のネットワーク化や生活系汚泥の処理の集約化・共同化等、長期的な視点に立ってより効率的な維持管理及び施設運営が可能な汚水処理システムへの再構築が求められている。

これらの状況を踏まえ、都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な汚水処理施設の整備及び運営が進むよう3省が連携し、新たに3省統一の都道府県構想策定マニュアルを作成することとし、様々な観点から本マニュアルに盛り込むべき内容等について検討することを目的に、本委員会を設置するものである。